

国民年金法施行令等の一部を改正する政令 新旧対照条文 目次

◎ 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）（抄）（第一条関係）	1
◎ 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）（抄）（第二条関係）	3
◎ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十六年政令第八十三号）（抄）（第三条関係）	5
◎ 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）（抄）（第四条関係）	7
◎ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則 第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図る ための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十四年政令第四十三号） 第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百二十八号）（抄）（第五条関係）	8
◎ 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされ た農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第八条第三項の規定によりなおその効力を有するもの とされた農業者年金基金法施行令等の一部を改正する等の政令（平成十三年政令第三百六十三号）第一条の規定による改正前の農業 者年金基金法施行令（昭和四十五年政令第二百六十六号）（抄）（第六条関係）	11

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第四条の六関係）			
級 一	障害の程度 一	障害の程度 一	障害の程度 一
級 二	二・三 四 五 六 六〇 一一	二・三 四 五 六 六〇 一一	二・三 四 五 六 六〇 一一
<p>次に掲げる視覚障害</p> <p>イ 両眼の視力がそれぞれ〇・〇三以下のもの</p> <p>ロ 一眼の視力が〇・〇四、他眼の視力が手動弁以下のもの</p> <p>ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつⅠ／二視標による両眼中心視野角度が二八度以下のもの</p> <p>ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が二〇点以下のもの</p> <p>（略）</p> <p>両上肢の全ての指を欠くもの</p> <p>両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>（略）</p> <p>次に掲げる視覚障害</p> <p>イ 両眼の視力がそれぞれ〇・〇七以下のもの</p> <p>ロ 一眼の視力が〇・〇八、他眼の視力が手</p>		<p>両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの</p> <p>（略）</p> <p>両上肢のすべての指を欠くもの</p> <p>両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>（略）</p> <p>両眼の視力の和が〇・〇五以上〇・〇八以下のもの</p>	

備考	(略)	<p>二〇八 九〇 一一 一二 一七</p>	<p>動弁以下のもの</p> <p>ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつI/二視標による両眼中心視野角度が五六度以下のもの</p> <p>ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの</p> <p>(略)</p> <p>一 上肢の<u>すべての指</u>を欠くもの</p> <p>一 上肢の<u>すべての指</u>の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>両下肢の<u>すべての指</u>を欠くもの</p> <p>(略)</p>
備考	(略)	<p>二〇八 九〇 一一 一二 一七</p>	<p>(略)</p> <p>一 上肢の<u>すべての指</u>を欠くもの</p> <p>一 上肢の<u>すべての指</u>の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>両下肢の<u>すべての指</u>を欠くもの</p> <p>(略)</p>

改正案	現行
<p>別表第一（第三条の八関係）</p> <p>一 次に掲げる視覚障害</p> <p>イ 両眼の視力がそれぞれ〇・一以下に減じたもの</p> <p>ロ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下に減じたもの</p> <p>ハ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下に減じたもの</p> <p>二・三（略）</p> <p>四 脊柱の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>五〇十四（略）</p> <p>（備考）</p> <p>一〇四（略）</p> <p>別表第二（第三条の九関係）</p> <p>一 両眼の視力がそれぞれ〇・六以下に減じたもの</p> <p>二・三（略）</p> <p>四 両眼による視野が二分の一以上欠損したものの、ゴールドマン型視野計による測定の結果、Ⅰ／二視標による両眼中心視野角度が五六度以下に減じたもの又は自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が一〇〇点以下若しくは両眼中心視野視認点数が四〇点以下に減じたもの</p> <p>五〇八（略）</p>	<p>別表第一（第三条の八関係）</p> <p>一 両眼の視力が〇・一以下に減じたもの</p> <p>二・三（略）</p> <p>四 脊柱の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>五〇十四（略）</p> <p>（備考）</p> <p>一〇四（略）</p> <p>別表第二（第三条の九関係）</p> <p>一 両眼の視力が〇・六以下に減じたもの</p> <p>二・三（略）</p> <p>四 両眼による視野が二分の一以上欠損したものの又は両眼の視野が一〇度以内のもの</p> <p>五〇八（略）</p>

九 脊柱の機能に障害を残すもの
十 二十二 (略)

(備考)
一 五 (略)

九 脊柱の機能に障害を残すもの
十 二十二 (略)

(備考)
一 五 (略)

改 正 案		現 行	
別表（第六条、第七条、第九条、第二十一条関係）	等級	別表（第六条、第七条、第九条、第二十一条関係）	等級
	障 害 の 状 態	障 害 の 状 態	障 害 の 状 態
一級	一 次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ〇・〇三以下のもの ロ 一眼の視力が〇・〇四、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつⅠ／二視標による両眼中心視野角度が二八度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が二〇点以下のもの 二 (略)	一級	一 両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの 二 (略)
二級	一 次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ〇・〇七以下のもの ロ 一眼の視力が〇・〇八、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれ	二級	一 両眼の視力の和が〇・〇八以下のもの 二 (略)

備考

(略)

ぞれ八〇度以下かつI／二視標による両眼中心視野角度が五六度以下のもの

二 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの

二〇五 (略)

六 一上肢の機能に著しい障害を有するもの

七 一下肢の機能に著しい障害を有するもの

八〇十一 (略)

二〇五 (略)

六 一上肢の機能に著しい障害を有するもの

七 一下肢の機能に著しい障害を有するもの

八〇十一 (略)

改正案	現行
<p>別表（第三条関係）</p> <p>一 次に掲げる視覚障害</p> <p>イ 両眼の視力（万国式試視力表によって測つたものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測つたものをいう。ロにおいて同じ。）がそれぞれ〇・〇七以下のもの</p> <p>ロ 一眼の視力が〇・〇八、他眼の視力が手動弁以下のもの</p> <p>ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／Ⅳ視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつⅠ／Ⅱ視標による両眼中心視野角度が五六度以下のもの</p> <p>ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの</p> <p>二〇八（略）</p> <p>九 一上肢の全ての指を欠くもの</p> <p>十一 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>十二 一両下肢の全ての指を欠くもの</p> <p>十二〇七（略）</p>	<p>別表（第三条関係）</p> <p>一 両眼の視力（万国式試視力表によって測つたものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測つたものをいう。）の和が〇・〇八以下のもの</p> <p>二〇八（略）</p> <p>九 一上肢のすべての指を欠くもの</p> <p>十一 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>十二 一両下肢のすべての指を欠くもの</p> <p>十二〇七（略）</p>

級	三	級
四	二・三	一 一七 一一 一一 一〇 九 二〇八
	<p>次に掲げる視覚障害</p> <p>イ 両眼の視力がそれぞれ〇・一以下に減じたもの</p> <p>ロ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下に減じたもの</p> <p>ハ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下に減じたもの</p> <p>(略)</p> <p>脊柱の機能に著しい障害を残すもの</p>	<p>イ 両眼の視力がそれぞれ〇・〇七以下のもの</p> <p>ロ 一眼の視力が〇・〇八、他眼の視力が手動弁以下のもの</p> <p>ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつⅠ／二視標による両眼中心視野角度が五六度以下のもの</p> <p>ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの</p> <p>(略)</p> <p>一 上肢の全ての指を欠くもの</p> <p>一 上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>両下肢の全ての指を欠くもの</p> <p>(略)</p>

級	三	級
四	二・三	一 一七 一一 一一 一〇 九 二〇八
	<p>両眼の視力が〇・一以下に減じたもの</p> <p>(略)</p> <p>脊柱の機能に著しい障害を残すもの</p>	<p>のもの</p> <p>(略)</p> <p>一 上肢のすべての指を欠くもの</p> <p>一 上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>両下肢のすべての指を欠くもの</p> <p>(略)</p>

備考 一〇五 (略)	
	五〇一四
	(略)
備考 一〇五 (略)	
	五〇一四
	(略)

◎ 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされ
た農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第八条第三項の規定によりなおその効力を有するもの
とされた農業者年金基金法施行令等の一部を改正する等の政令（平成十三年政令第三百六十三号）第一条の規定による改正前の農業
者年金基金法施行令（昭和四十五年政令第二百六十六号）（抄）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第六条、第六条の三、第九条の五、第十二条、第十二条の二 関係）		別表（第六条、第六条の三、第九条の五、第十二条、第十二条の二 関係）	
番号	障害の状態	番号	障害の状態
一	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ〇・一以下に減じたもの ロ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八十度以下に減じたもの ハ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七十点以下に減じたもの	一	両眼の視力が〇・一以下に減じたもの
二・三	(略)	二・三	(略)
四	脊柱の機能に著しい障害を残すもの	四	脊柱の機能に著しい障害を残すもの
五	一上肢の三大関節のうち、二以上の関節の用を廃したものを	五	一上肢の三大関節のうち、二以上の関節の用を廃したものを
六	一下肢の三大関節のうち、二以上の関節の用を廃したものを	六	一下肢の三大関節のうち、二以上の関節の用を廃したものを
七	(略)	七	(略)
八	一上肢のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ一上肢の三指以上を失つたもの	八	一上肢のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ一上肢の三指以上を失つたもの

備考 (略)	九	おや指及びびひとさし指をあわせ一上肢の四指以上の用を廃したもの
	一〇	一下肢をリスフラン関節以上で失つたもの
	一一	両下肢の全ての足ゆびを失い、又はその用を廃したもの
	一二	(略)
	一三	傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの
	一四	

備考 (略)	九	おや指及びびひとさし指をあわせ一上肢の四指以上の用を廃したもの
	一〇	一下肢をリスフラン関節以上で失つたもの
	一一	両下肢のすべての足ゆびを失い、又はその用を廃したもの
	一二	(略)
	一三	傷病がなおらないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの
	一四	